

財産承継ニュース

夏号
2015
vol.13

●贈与TAX

どう使う？ 7つの贈与税制

●相続TAX

～養子縁組による相続税対策の留意点（その2）

●相続事例

ひとみ税理士の相続^秘相談手帖（第13話）

子供に祝福される再婚のために…（その3）

信託制度の課税関係

●コラム

いったん作成した遺言を撤回できますか？



どう使う？7つの贈与税制

—相続税対策の原則は長期間の暦年贈与、3つある非課税贈与は目的にそって活用を—

平成27年度税制改正で「結婚・子育て資金一括贈与非課税特例」が創設された結果、贈与税は7つの制度になりました。生前にこれらの制度を活用するかしないかで、次の世代に残せる財産に大きな差が出ます。今回はその活用法をまとめました。

1. 7つの贈与税制の内容と活用のポイント

まず、7つの贈与税制（I～VII）の内容を確認しておきましょう。

(1) 暗年贈与の2つの区分（I, II）

その年1月1日から12月31日までに贈与された合計額が110万円を超えると課税される制度です。平成27年以後は、①20歳以上の子や孫などが直系尊属から受けた贈与財産（特例贈与財産）と、②それ以外の人から受けた贈与財産（一般贈与財産）の2つに区分されるようになりました。

贈与税の速算表



基礎控除後の課税価格	一般	20歳以上の者への直系尊属からの贈与
200万円以下	10%	10%
200万円超 300万円以下	15% - 10万円	15% - 10万円
300万円超 400万円以下	20% - 25万円	
400万円超 600万円以下	30% - 65万円	20% - 30万円
600万円超 1,000万円以下	40% - 125万円	30% - 90万円
1,000万円超 1,500万円以下	45% - 175万円	40% - 190万円
1,500万円超 3,000万円以下	50% - 250万円	45% - 265万円
3,000万円超 4,500万円以下	55% - 400万円	50% - 415万円
4,500万円超		55% - 640万円

(2) 2種類ある相続時精算課税贈与（III, IV）

平成27年分から60歳以上の父又は母若しくは祖父母から20歳以上の子又は孫に対する贈与について、相続時精算課税の適用ができるようになりました。また、平成31年12月31日までの住宅取得等資金贈与については贈与者の年齢制限がありません。このように、

相続時精算課税贈与についても、①一般贈与財産と②住宅取得等贈与資金の2種類があります。両方合わせて、累積して2,500万円まで贈与税が課税されず、超過した場合には、超過した部分に対して20%の税率で贈与税が課税されます。贈与を受ける側は、父、母、父方及び母方の祖父、祖母のそれぞれから最大2,500万円まで非課税で贈与を受けることができます。ただし、贈与者が死亡したときの相続税の計算の際には、贈与者から相続時精算課税によって贈与を受けた財産の贈与時点の評価額を加算して相続税を計算することになります。2,500万円を超えて贈与税を納付しているときは、相続税額から控除され、控除しきれないとときは還付されます。一度相続時精算課税制度を選択すると、その贈与者からのその年以後の贈与については暦年課税制度に戻ることができませんので注意してください。

(3) 住宅取得等資金贈与非課税措置（V）

直系尊属からその年1月1日現在20歳以上の子、孫、ひ孫などに対して、一定の住宅用家屋を取得するための資金又は一定の住宅の増改築や大規模修繕のための資金の贈与があった場合には、その贈与を受けた住宅取得等資金のうち一定の金額が非課税となる「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」措置が、

平成31年6月30日までの間に取得した住宅取得等資金の贈与について適用されます。

平成27年分の非課税限度額は「良質な住宅用家屋」が1,500万円「それ以外の住宅用家屋」が1,000万円です。なお、この非課税特例は、受贈者のその年の合計所得金額が2,000万円以下でなければならず、取得する住宅用家屋の床面積は240m²以下でなければなりません。なお、相続時精算課税の住宅取得等資金贈与のみの適用を受けるときはこれらの制限がありません。そのため、合計所得金額が2,000万円を超えていた場合や、住宅の床面積が240m²を超えていた場合には、相続時精算課税の特例であれば適用可ということになります。

(4) 教育資金一括贈与非課税措置 (VI)

直系尊属が30歳未満の子、孫、ひ孫などへの教育資金に充てるため、信託銀行などの金融機関と教育資金管理契約を結び、専用の口座を作りて入金すると、1,500万円（うち学校等以外は500万円まで）まで非課税とされます。一定の教育資金以外に使うと贈与税の課税対象となります。手続き完了後、すぐに贈与者が死亡しても相続財産に加算する必要がないという特徴があります。

(5) 結婚・子育て資金一括贈与非課税措置 (VII)

直系尊属が20歳以上50歳未満の子、孫、ひ孫などの結婚・子育て費用に充てるため、信託銀行などの金融機関と結婚・子育て資金管理契約を結び、専用の口座を作りて入金すると、1,000万円（うち、結婚費用は300万円まで）まで非課税とされる結婚・子育て資金一括

贈与非課税措置が平成27年4月から創設されました。この制度は、教育資金一括贈与と異なり、贈与者が死亡したときに残っている管理残額について、相続財産に加算され相続税の課税対象になります。結婚・子育て費用の多くは、扶養義務者相互間においてその都度贈与しても贈与税がかかりません。あえて一括して贈与しても相続税対策として有効とは限らないので、その点は留意しておきましょう。

2. 相続税対策の基本は 長期にわたる暦年贈与の実施

配偶者と子2人で相続財産が3億円の方の場合、ご本人が亡くなった時に課税される相続税（一次相続）と配偶者が財産の半分を相続して、その相続財産だけでの状態で配偶者が相次いで亡くなった時に課税される相続税（二次相続）の合計額は、4,700万円です。生前に孫4人に毎年200万円ずつ贈与して、10年経過してからではどうでしょう。贈与税は（200万円-110万円）×10%＝9万円で、4人分で年36万円、10年で360万円かかります。相続税は、相続税の課税財産が8,000万円減少していますので、一次相続、二次相続合わせて2,560万円となります。なんと2,140万円も相続税が減少しました。かかった贈与税は360万円ですから、差引1,780万円の減少効果です。多くの場合、110万円の贈与税のかからない範囲で贈与されるのですが、その場合には一次相続、二次相続合わせて3,410万円となります。減少額は1,290万円ですから、贈与税を払っても200万円を贈与した方が有利です。財産額と相続人の構成によってその効果は違います。

一度当事務所で相続税の試算とどの程度の贈与が一番有利か、非課税贈与を活用できなかいかご相談されてはいかがでしょうか。



養子縁組による相続税対策の留意点

(その2)

—税法上の養子縁組規制の対象とならないものは?—

養子縁組による相続税対策では、実子がいる場合には養子の数は1人まで、実子がない場合には養子の数は2人と制限されています(相続税法上の養子縁組規制)。

しかし、以下に掲げる項目等のように、養子全員がその適用を受けることができ、複数の養子縁組を行っても相続税等の軽減効果を期待できるものがあります。

1 未成年者控除・障害者控除

法定相続人が、未成年者又は障害者である場合には、一定の税額控除が認められています。したがって、養子縁組により未成年者又は障害者が法定相続人となった場合で、一定の要件に該当するときには、これらの税額控除の適用を受けることができます。この場合、法定相続人の数に算入する養子の数の制限は設けられていませんので、養子全員が未成年者控除・障害者控除の対象となります。

2 相続税額の2割加算の不適用

被相続人の一親等の血族(代襲相続人を含む)及び配偶者以外の人が、相続又は遺贈

■相続税額の2割加算の対象

民法上の一親等の血族		相続税額の2割加算の対象となる者	相続税額の加算
実親・実子(自然血族)		非該当	-
養親(法定血族)		非該当	-
養子(法定血族)	被相続人の直系卑属が養子となっている場合	一親等の血族の死亡、廃除、相続欠格により代襲相続人となった直系卑属	非該当
	上記以外の直系卑属	該当	有
上記以外の養子		非該当	-

により財産を取得した場合には、その人の相続税額は2割加算されることとなっています。

しかし、養子縁組を行うと、養子は民法上の一親等の血族に該当することになり、2割加算の適用はありません。

ただし、被相続人の養子となった当該被相続人の直系卑属である孫など(代襲相続人である者を除く)については2割加算の対象者とされます。

3 登録免許税の適用税率

不動産の所有権移転登記を行う場合の登録免許税の税率は、遺贈(例えば、孫が遺言により不動産を取得する場合)を原因とする場合が1000分の20であるのに対し、相続(例えば、

孫が養子となって不動産を取得する場合)を原因とする場合には1000分の4となります。



4 不動産取得税

遺贈による不動産の取得は不動産取得税が課されますが、相続による不動産の取得の場合には、不動産取得税が課税されません。

■ 不動産取得税の課税標準と税率

① 不動産取得税の課税標準

平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に宅地評価土地の取得があった場合は、通常の評価額の1/2が課税標準になります。

② 不動産取得税の税率

区分	本則税率	特例税率	備考
土地	4%	3%	平成30年3月31日までが特例税率の対象になります。
家屋(住宅)	4%	3%	



5 相続の一世代飛ばし

孫と養子縁組をして財産を相続させると、相続税の課税を一世代飛ばすことができます。例えば、父から子へ、そして子から孫へ財産が相続される場合には、その都度相続税が課税されますが、父から直接孫へ相続させれば相続税の課税は1度で済みます。(ただし、相続税額の2割加算の対象者となります)

相続人に算入される養子の数には制限がありますが、民法上は何人でも養子は法定相続人となります。そのため、養子縁組を行うことで、法定相続人を増やすと、1人当たりの遺留分の割合を少なくすることができます。

【留意点】

この場合、養親となる者の意思能力の有無を巡って紛争の発生を防止するために、養子縁組の届出書に養親本人の自署を求め、それが不可能なときには、届出書の作成に当たって養親の意思を確認するに足りる公正な第三者を立会させる等の配慮が必要です。共同相続人の相続分なし遺留分の割合を減少させようとする目的とする養子縁組は、法律上の親子関係を形成しなければならない特段の必要性はなく、民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に該当し、養子縁組が無効とされる可能性があります。

6 養子縁組と遺留分

養子縁組をすると、相続税法上は、法定

【設例】

1. 被相続人 父(平成27年4月死亡) 3. 養子縁組 長男の妻と子を養子縁組

2. 相続人 長男、長女 4. 父の財産 4億円

5. 遺言書による遺産分割(長女の遺留分に配慮した遺言書にしてある)

① 養子縁組なし:長男3億円、長女1億円

② 養子縁組あり:長男3億円、長女5千万円、長男の妻4千万円、長男の子1千万円

*長女の遺留分

養子縁組なし:4億円×1/2(全体遺留分)×1/2(個別遺留分)=1億円

養子縁組あり:4億円×1/2(全体遺留分)×1/4(個別遺留分)=5千万円



これまで、養子縁組による相続税対策のポイントをご紹介してきましたが、節税効果だけに目を奪われてむやみに養子縁組を行うことは、「争族」のもとにもなりかねません。

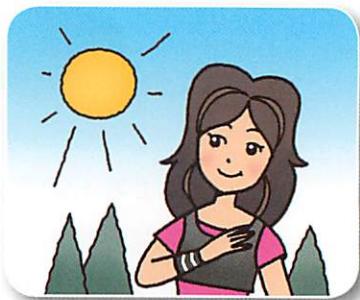
養子縁組を行う時には、「遺言書」等で相続する財産を具体的に指定しておくなどの配慮が必要でしょう。

■ 相続税の計算

	養子縁組なし			養子縁組あり				
	長男	長女	合計	長男	長女	養子 (長男の妻)	養子 (長男の子)	合計
課税価格	30,000	10,000	40,000	30,000	5,000	4,000	1,000	40,000
基礎控除額	4,200		4,200	4,800(注)				
相続税の総額	10,920		10,920	8,980				
各人の算出税額	8,190	2,730	10,920	6,735	1,123	898	224	8,980
相続税額の2割加算	-	-	-	-	-	-	45	45
納付税額	8,190	2,730	10,920	6,735	1,123	898	269	9,025

(注) 実子がいるため、養子は1人と数えて基礎控除額を計算します。

子供に祝福される再婚のために…(その3) 信託制度の課税関係

税理士
東西ひとみ

太陽がオレンジ色のエネルギーッシュな光をいっぱいに放っている夏の朝、暑さに負けず元気なひとみがラジオ体操を終えてメールを確認していると、先日、信託制度を伝授した小西さんから、「信託制度の活用で再婚話も上手くいきそうです。その場合の税金のお話を伺いたい」との連絡が入っていた。ここはしっかりと税金負担の話もご理解いただき、幸せな再婚が成就できるようにお手伝いしなくてはと、早速に返信のメールを送った。

信託契約の課税関係はどうなる?

再婚がうまくいきそうだと感じている小西さんだったが、相続税の事がよくわからず、心配になって相談に来たらしい。

 「先生、ありがとうございました。先生に勧めていただいた受益者連続型信託を利用して、啓子さんの相続時には子供達に財産を残すつもりだと話したら、啓子さんも子供達もどちらも納得してくれました。ただ、相続税はどうなるのかと聞かれたのです。再婚話に夢中でそちらの方は考えていなかったので、先生に教えてもらいに参りました」

 「話がまとまりそうでよかったです。前回ご説明しましたように、受益者連続型信託とは、受益者(啓子さん)の死亡により順次、受益者(小西家の子)が連続して行き、信託契約から30年を経過した時点以後に新たに受益者になった人が死亡するまで信託が継続するものです。この信託受益権は信託契約した時点で、小西さんの固有の財産ではなく受益者のものとみなされ、契約の内容により相続税や贈与税がかかるのです」

 「信託という制度の税務は複雑ですね。素人にもわかるよう に、もう少し基本からご説明いただけませんか?」

 「税金面でも、小西家の皆様が納得いただけるようしっかり 説明致しますので、ご安心ください。まず、信託における税 金の基本をご説明します。信託という制度は、税法上の原則は課税がパススルー(中抜け)と なっており、受託者には課税関係は発生しません。つまり、委託者から受託者に財産の移転 があった場合には原則として譲渡となるのですが、受託者についてはパススルーされ、委託 者から受益者に資産が移転したとみなされるのです。よって次頁の図のように、信託により委 託者から受託者に財産が移転したとしても、委託者Aに譲渡所得は課税されず、受託者Bに も何ら課税関係は生じません。ただし、受益者CにはAから相続又は贈与により財産を取 得したとみなされ、相続税や贈与税が課税されます」

 「信託制度の課税関係における受託者は、まるで通り抜けできる透明人間みたいなもの のですね。では、私から啓子さんに、啓子さんから子供達に財産を渡すときの課税は



どうなるのですか?」

「生前のうちに委託者である小西さんが財産を信託し、受益者を啓子さんに指定すると、啓子さんに信託した財産の贈与があつたものとみなされ、贈与税が課税されます。高い贈与税を避けるために、遺言で信託設定をすることもできます。遺言による信託設定の場合は、その信託契約で受益者を啓子さんと定めておけば、相続時に啓子さんが信託受益権を取得しますので、小西さんから啓子さんに信託受益権の遺贈があつたものとみなされ相続税が課税されるのです」

「啓子さんに財産がうまくわたせるところまではよくわかりました。その後、啓子さんが亡くなり、子供に財産が移転する時はどうなりますか?」

「では次に小西さんが、受益者である啓子さんの死亡後、長男を受益者Dと定め、長男の死亡後、孫を受益者Eと定めた信託を設定していたとして、課税関係を説明します。まず、啓子さんが亡くなった時には、啓子さんから長男Dが信託受益権を遺贈により取得したとみなされて相続税が課税されます。次に、長男Dが亡くなった時には、長男Dから孫Eが信託受益権を遺贈により取得したものとみなされて相続税が課税されるのです」

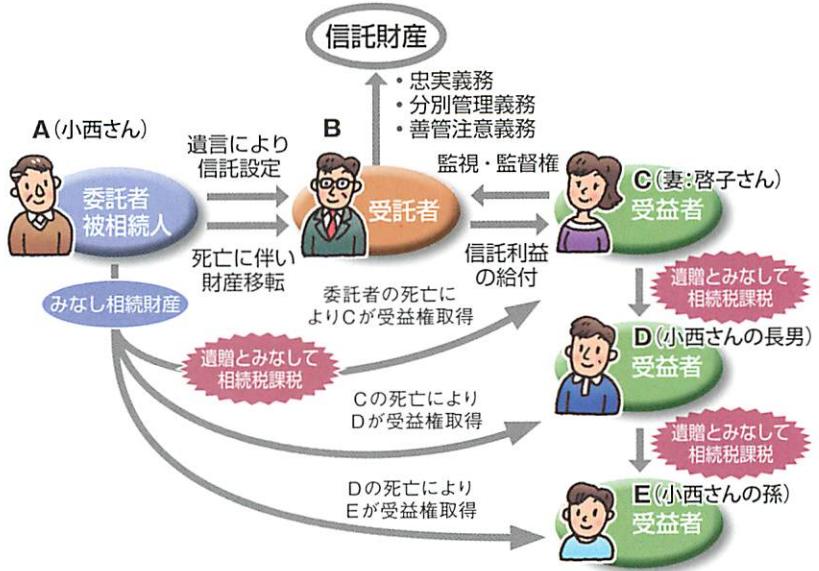
三代先までの相続税も同じ取扱い

「今のお話だと、まず私の遺産を啓子さんに相続させ、それについては啓子さんが相続税を払う。次に啓子さんの遺産を長男が取得し、それについては長男が相続税を払う。最後に長男の遺産を孫が相続し、それについては孫が相続税を払う。という普通の三代にわたる相続税の払い方とまったく同じことに思えるのですがどうなのでしょうか?」

「まさしくそうなのです。受益者連続型信託を設定したとしても、三代にわたり死亡に伴い財産が移転するので、相続税の計算上は三代にわたり順次相続した時とまったく同じなのです」

「信託になればどんな課税関係になるのかと心配だったのですが、信託をしないで順次相続するのと、相続税ではまったく一緒ですね。相続税が二重に課税されたり、大きく増えるのならば、税負担が大変だからせっかくの名案も実行できないなと思っていたのですが、同じならば非常に安心です。この方法なら、これから一緒に暮らしてくれる啓子さんにも喜んでもらえるし、長男も、啓子さん亡き後は小西家に財産が戻ってくるので納得してくれると思います」

小西さんは笑顔いっぱいで、満足そうに頷いた。ひとみはその元気になった後ろ姿を見送りながら、さっそく信託に詳しい弁護士や司法書士の先生方に連絡して、信託の色々な手続きや課税問題について意見調整しておかなければないと気を引き締めたのだった。



Column

いったん作成した遺言を撤回できますか？

「遺言書を書いたけれど財産の承継者を変えたい」「子が結婚したり孫ができたりして家族構成が変わった」「新たな資産の取得があり遺言書にその資産が記載されていない」など、せっかく作成した遺言を撤回したり、取り消したいと考えることも少なくありません。

遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる（民法985条）としていますので、遺言者が生前中で、かつ、意思能力があれば、自由に撤回・取消ができます。

この遺言の撤回には、3つの方法があります。

①後の遺言で撤回する方法 — 後遺言優先の原則^(注) —

新たに遺言をして、その遺言書の中で前の遺言を撤回すると表明する方法です。直接で最も明確な方法です。公正証書遺言を撤回する場合、公正証書番号や作成年月日、公証人の名前などを記載して撤回する旨を書くようにします。

公正証書遺言を撤回するのには、自筆証書によつても行うことができますが、撤回の信憑性が疑われる恐れもありますので、後の遺言は公正証書のようないい厳格な方法することをおすすめします。



(注)「後遺言優先の原則」について

先の遺言と後の遺言の内容が抵触する時には、抵触する部分について後の遺言が優先します。そのため、最初の遺言で「預貯金は妻に相続させる」となっており、次の遺言で「土地建物は長男に相続させる」となっていれば2通とも有効です。同じ日付の場合には、時間的に後のものが優先します。遺言書に時間まで記入してあればよいのですが、そうでないときには記載上、あるいは記載外の事情によってどちらが後かを決めることがあります。

②遺言書を破棄する方法

遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については遺言を撤回したものとみなされます。しかし、公正証書遺言の場合には、原本が公証役場に保管されていることから遺言書を破棄したことにはなりません。



③遺贈の目的物を破棄又は生前に処分する方法

遺言者が遺贈の目的物を破棄したときは、遺言を撤回したものとみなされます。たとえば、古い建物を取壊して新しい建物を建てた場合には、遺言は撤回されたものとみなされますので、誤解を招かないためにも新たに遺言をし直すべきです。また、遺贈の目的物を第三者に譲渡したときも遺言を撤回したものとみなされます。

